

平成27年11月26日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則について
- (2) 草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則について
- (3) 草津市就労支援型預かり保育の保育料の減免に関する規則の一部を改正する規則について
- (4) 寄付受入れ報告について

草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する規則

草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収規則(昭和62年草津市規則第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号および第30条第2項各号ならびに附則第6条第4項の規定ならびに草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例(昭和42年草津市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(階層区分の認定)

第2条 市長は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもと同一の世帯に属し生計を一にしている父母および父母以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全ての者の市町村民税額(4月から8月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の前年度の市町村民税額、9月から3月までの条例第4条の利用者負担額にあっては当該年度の市町村民税額をいう。)の合計額により第2条第1項および第2項ならびに第3条および第4条の階層区分を認定する。

(特定教育・保育における利用者負担額)

第3条 条例第3条に規定する規則で定める利用者負担額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特定教育・保育(教育に限る。)を受ける子どもに限る。) 別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額
- (2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども(特定教育・保育(保育に限る。)を受ける子どもに限る。) 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額
- (3) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用保育を受ける子どもに限る。) 別表第3の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

(4) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子どもに限る。） 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

2 前項の規定は、草津市以外の者が設置する特定教育・保育施設（保育所を除く。）において特定教育・保育または特別利用保育もしくは特別利用教育を受ける小学校就学前子どもに係る利用者負担額について準用する。

（徴収金額）

第4条 法附則第6条第4項に規定する額（以下「徴収金の額」という。）は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受ける子どもに限る。） 別表第3の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

(2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども（特定教育・保育（保育に限る。）を受ける子どもに限る。） 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

（特定地域型保育における利用者負担額）

第5条 法第29条第3項第2号および第30条第2項各号の市町村が定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（特例保育を受ける子どもを除く。） 別表第4の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

(2) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用地域型保育を受ける子どもに限る。） 別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

(3) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用地域型保育を受ける子どもに限る。） 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

額

(4) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特例保育を受ける子どもに限る。）別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

(5) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども（特例保育を受ける子どもに限る。）別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額

（利用者負担額および徴収金額の通知）

第6条 子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定による支給認定保護者に対する利用者負担額および徴収金額に関する通知は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受ける子どもを除く。）の支給認定保護者 草津市教育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第1号）

(2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子どもを除く。）の支給認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第2号）

(3) 特別利用保育または特別利用教育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第3号）

(4) 特定教育・保育施設等 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第4号）

(5) 特別利用地域型保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特別利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第5号）

(6) 特定利用地域型保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第6号）

(7) 特例保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第7号）

2 前項の規定は、利用者負担額および徴収金の額を変更した場合について準用する。

(過誤納金の還付等)

第7条 市長は、納付された利用者負担額または徴収金の額に過誤納があるときは、これを支給認定保護者に還付する。

- 2 市長は、前項の規定により還付するときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額に未納があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金をこれに充当する。
- 4 市長は、前項の規定により過誤納金を条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額の未納に充当したときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。

(利用者負担額の減免)

第8条 条例第4条の規定による利用者負担額の減額または免除は、次に掲げる事由により、市長が定める額の範囲内で行うものとする。

- (1) 事業の休廃業、失業、死亡、疾病または負傷により当該年中の総所得金額の見積額が前年中の総所得金額に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。
- (2) 天災(震災、風水害、火災その他これらに類するものをいう。)により、居宅または収入の基礎となる資産の価値が当該事由の発生する前に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。
- (3) 婚姻によらないで父または母となり、かつ、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある場合を含む。)をしていないとき。(寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定が適用されていない場合に限る。)
- (4) その他特別の理由があるとき。

2 前項の規定により、条例第4条の利用者負担額の減額または免除を受けようとする者は、草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書(別記様式第8号)に、次に掲げる減額または免除の事由にあつては当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1) 前項第1号 収入・資産申告書(別記様式第9号)および同意書(別記様式第10号)

(2) 前項第2号 災証明書

(3) 前項第3号 みなし寡婦(寡夫)宣誓書(別記様式第11号)

3 市長は、前項の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市利用者負担額減免可否決定通知書(別記様式第12号)により前項の申請者にその旨を通知するものとする。

4 第1項第1号および第2号に掲げる減額または免除は、階層区分が別表第1または別表第3にあつてはB、C1およびC2、別表第2または別表第4にあつてはBおよびC1からC10までの場合に限り行うものとする。

(利用者負担額の減額)

第9条 前条の規定に基づき減額をする場合の額は、次の各号に掲げる減額または免除の事由にあつては当該各号に定める額を免除するものとする。

(1) 前条第1項第1号 利用者負担額の2分の1の額

(2) 前条第1項第2号 利用者負担額の2分の1の額

(3) 前条第1項第3号 寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定によって計算された市町村民税の額に基づき第2条の規定による階層区分の認定を行った場合に定めることとなる利用者負担額と現に定められる利用者負担額との差額

(利用者負担額の納付)

第10条 支給認定保護者は、毎月当該月分の利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長は、必要と認めるときは、当該利用者負担額の納期限を別に定めることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

(草津市特定地域型保育等の費用に関する規則の廃止)

第2条 草津市特定地域型保育等の費用に関する規則(平成27年草津市規則第26号)

は、廃止する。

(平成28年度経過措置)

第2条 平成28年度における別表第1の規定の適用については、同表中「13,800」とあるのは「9,100」と、「11,300」とあるのは「7,800」とする。

2 平成28年度における別表第3の規定の適用については、同表中「13,800」とあるのは「9,100」と、「11,300」とあるのは「7,800」とする。

(平成29年度経過措置)

第3条 平成29年度における別表第1の規定の適用については、同表中「13,800」とあるのは「11,500」と、「11,300」とあるのは「9,600」とする。

2 平成29年度における別表第3の規定の適用については、同表中「13,800」とあるのは「11,500」と、「11,300」とあるのは「9,600」とする。

別表第1 (第3条第1項第1号、第5条第2号、第4号関係)

各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの 属する世帯の階層区分		月額	
階層 区分	定義	教育標準時間認定	
		満3歳児	満4歳以上児
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。以下同じ。)および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。以下同じ。)のみ課税(市町村民税所得割(地方税法第292条	2,100	2,100

	第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)非課税)の世帯		
C1	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	7,100	7,000
C2	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,201円未満の世帯	13,800	11,300
C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	13,800	11,300

備考

- 1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- 2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが教育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。
- 3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額額は、それぞれ次表に掲げる額とする。
 - (1) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)
 - (2) 在宅障害児(者)のいる世帯(次に掲げる児(者)のいずれかが属する世帯をいう。)
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯（小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。）

各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
	満3歳児	満4歳以上児
B	円 0	円 0
C1	6,600	6,500

4 B階層からC3階層までの教育標準時間認定を受けた世帯であって、小学校3年までの子どもがいる世帯である場合は、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合には、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

別表第2（第3条第1項第2号、第4号、第4条第2号、第5条第3号、第5号関係）

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子ども	月額

の属する世帯の階層区分							
階層区分	定義	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)	
		保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
A	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	1,800	1,800	1,800	1,800
C1	市町村民税均等割のみ課税(市町村民税所得割非課税)の世帯	9,700	9,500	7,100	6,900	7,100	6,900
C2	市町村民税所得割課税額	12,800	12,500	10,000	9,800	10,000	9,800

	22,800 円未満の世帯						
C3	市町村民税所得割課税額 22,800 円以上48, 600円未満 の世帯	13,500	13,200	10,900	10,700	10,900	10,700
C4	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上60, 700円未満 の世帯	22,400	22,000	18,200	17,800	18,200	17,800
C5	市町村民税所得割課税額 60,700 円以上72, 800円未満 の世帯	23,700	23,200	20,000	19,600	20,000	19,600
C6	市町村民税所得割課税額 72,800 円以上84, 900円未満 の世帯	25,200	24,700	21,200	20,800	21,200	20,800
C7	市町村民税所得割課税額 84,900	26,600	26,100	22,500	22,100	22,500	22,100

	円以上97, 000円未満 の世帯						
C8	市町村民税所 得割課税額 97,000 円以上11 5,000円 未満の世帯	38,100	37,400	30,300	29,700	24,300	23,800
C9	市町村民税所 得割課税額 115,000 円以上13 3,000円 未満の世帯	40,300	39,600				
C10	市町村民税所 得割課税額 133,000 円以上15 1,000円 未満の世帯	42,200	41,400				
C11	市町村民税所 得割課税額 151,000 円以上16 9,000円 未満の世帯	44,200	43,400				
C12	市町村民税所 得割課税額	53,700	52,700				

	169,000円以上235,000円未満の世帯					
C13	市町村民税所得割課税額 235,000円以上301,000円未満の世帯	54,500	53,500			
C14	市町村民税所得割課税額 301,000円以上の世帯	62,100	61,000			

備考

- 1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- 2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によつて行うものとする。
- 3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額額は、それぞれ次表に掲げる額とする。
 - (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）

帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者
保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支
給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 (小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮し
ていると市長が認めた世帯をいう。)

各月の初日におい て保育を受ける小 学校就学前子ども の属する世帯の階 層区分	月額					
	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)	
	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間	保育標準 時間	保育短時 間
	円	円	円	円	円	円
B	0	0	0	0	0	0
C1	9,200	9,000	6,700	6,500	6,700	6,500
C2	12,100	11,800	9,400	9,200	9,400	9,200
C3	12,800	12,500	10,300	10,100	10,300	10,100

4 B階層からC14階層までの階層区分の認定を受けた世帯であつて、同一世帯から小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児

短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合にあっては、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

別表第3（第3条第1項第3号関係）

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額	
階層区分	定義	教育標準時間認定	
		満3歳児	満4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割のみ課税（市町村民税所得割非課税）の世帯	2,100	2,100
C1	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	7,100	7,000
C2	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,201円未満の世帯	13,800	11,300
C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	13,800	11,300

備考

- この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税

の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。

3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯（小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。）

各月の初日において特別利用保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
	満3歳児	満4歳以上児
B	円 0	円 0
C 1	6,600	6,500

4 B階層からC3階層までの階層区分の認定を受けた世帯であつて、同一世帯か

ら小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合にあっては、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

別表第4（第5条第1項第1号関係）

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額		
階層区分	定義	小規模保育・事業所内保育 ・居宅訪問型保育		家庭的保育
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 および 保育短時間
A	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0	円 0

B	市町村民税非課税世帯	3,000	3,000	1,800
C 1	市町村民税均等割のみ課税(市町村民税所得割(同項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。)非課税)の世帯	9,700	9,500	5,800
C 2	市町村民税所得割課税額 22,800円未満の世帯	12,800	12,500	7,600
C 3	市町村民税所得割課税額 22,800円以上 48,600円未満の世帯	13,500	13,200	8,100
C 4	市町村民税所得割課税額 48,600円以上 60,700円未満の世帯	22,400	22,000	13,400
C 5	市町村民税所得割課税額 60,700円以上 72,800円未満の世帯	23,700	23,200	14,200
C 6	市町村民税所得割課税額 72,800円以上 84,900円未満の世帯	25,200	24,700	15,100
C 7	市町村民税所得割課税額 84,900円以上 97,000円未満の世帯	26,600	26,100	15,900
C 8	市町村民税所得割課税額 97,000円以上 115,000円未満の世帯	38,100	37,400	22,800
C 9	市町村民税所得割課税額 115,000円以上 133,000円未満の世帯	40,300	39,600	24,100

C 1 0	市町村民税所得割課税額 133,000円以上 151,000円未満の世帯	42,200	41,400	25,300
C 1 1	市町村民税所得割課税額 151,000円以上 169,000円未満の世帯	44,200	43,400	26,500
C 1 2	市町村民税所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満の世帯	53,700	52,700	32,200
C 1 3	市町村民税所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満の世帯	54,500	53,500	32,700
C 1 4	市町村民税所得割課税額 301,000円以上の世帯	62,100	61,000	37,200

備考

- 1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。
- 2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが教育・保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によつて行うものとする。
- 3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額額は、それぞれ次表に掲げる額とする。
 - (1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）

帯をいう。)

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯（小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。)

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額		
	小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育		家庭的保育
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 および 保育短時間
	円	円	円
B	0	0	0
C1	9,200	9,000	5,500
C2	12,100	11,800	7,200
C3	12,800	12,500	7,600

5 B階層からC14階層までの階層区分の認定を受けた世帯であって、同一世帯からの小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
-----	-----

政令第14条第1号に掲げる支給認定 子ども	月額（備考3に該当する場合にあつては、備考 3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定 子ども	0円

草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収規則（昭和62年草津市規則第25号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等に関する費用徴収規則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号および第30条第2項各号ならびに附則第6条第4項の規定ならびに草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（昭和42年草津市条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（階層区分の認定）</u></p> <p><u>第2条 市長は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもと同一の世帯に属し生計を一にしている父母および父母以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の市町村民税額（4月から8月までの条例第4条の利用者負担額にあつては当該年度の前年度の市町村民税額、9月から3月までの条例第4条の利用者負担額にあつては当該年度の市町村民税額をいう。）の合計額により第2条第1項および第2項ならびに第3条および第4条の階層区分を認定する。</u></p>	<p><u>草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収規則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例（昭和42年草津市条例第25号以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>

改正後（案）

（特定教育・保育における利用者負担額）

第3条 条例第3条に規定する規則で定める利用者負担額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特定教育・保育（教育に限る。）を受ける子どもに限る。）別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額の欄に掲げる額

(2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども（特定教育・保育（保育に限る。）を受ける子どもに限る。）別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額の欄に掲げる額

(3) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用保育を受ける子どもに限る。）別表第3の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額の欄に掲げる額

現行

（利用者負担額等）

第2条 条例第3条に規定する規則で定める利用者負担額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定教育・保育を受ける支給認定子どものうち教育を受ける支給認定子どもならびに特別利用保育を受ける支給認定子どもおよび特別利用教育を受ける支給認定子ども 別表第1の各月初日の教育・保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、利用者負担額（月額）の欄に掲げる額

(2) 特定教育・保育を受ける支給認定子どものうち保育を受ける支給認定子ども 別表第2の各月初日の教育・保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、利用者負担額（月額）の欄に掲げる額

改正後（案）	現行
<p>(4) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子どもに限る。）別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額</u>の欄に掲げる額</p> <p>2 <u>前項の規定は、草津市以外の者が設置する特定教育・保育施設（保育所を除く。）において特定教育・保育または特別利用保育もしくは特別利用教育を受ける小学校就学前子どもに係る利用者負担額について準用する。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定は、草津市以外の者が実施する特定教育・保育ならびに特別利用保育および特別利用教育を受ける支給認定子どもに係る利用者負担額について準用する。</u></p> <p>3 <u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条の規定による支給認定保護者に対する通知は、教育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第1号）または保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第2号）によるものとする。</u></p> <p>4 <u>子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定による特定教育・保育施設等に対する通知は、教育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第3号）または保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第4号）によるものとする。</u></p> <p>5 <u>前2項の規定は、利用者負担額を変更した場合について準用する。</u></p>

改正後 (案)	現行
<p><u>(徴収金額)</u></p> <p><u>第4条 法附則第6条第4項に規定する額 (以下「徴収金の額」という。)</u>は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども (特別利用保育を受ける子どもに限る。)</u> 別表第3の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p><u>(2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども (特定教育・保育 (保育に限る。)) を受ける子どもに限る。)</u> 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p><u>(特定地域型保育における利用者負担額)</u></p> <p><u>第5条 法第29条第3項第2号および第30条第2項各号の市町村が定める額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども (特</u></p>	<p><u>(徴収金額)</u></p> <p><u>第3条 子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号) 附則第6条第4項に規定する額は、前条第1項第2号に規定する額とする。</u></p>

改正後 (案)	現行
<p><u>例保育を受ける子どもを除く。)</u> 別表第4の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p>(2) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用地域型保育を受ける子どもに限る。)</u> 別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p>(3) <u>法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特別利用地域型保育を受ける子どもに限る。)</u> 別表第2の各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p>(4) <u>法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特例保育を受ける子どもに限る。)</u> 別表第1の各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額欄に掲げる額</p> <p>(5) <u>法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども(特例保育を受ける子どもに限る。)</u> 別表第2の各月の</p>	

改正後 (案)

初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分の欄の階層区分に応じ、月額の欄に掲げる額

(利用者負担額および徴収金額の通知)

第6条 子ども・子育て支援法施行規則第7条の規定による支給認定保護者に対する利用者負担額および徴収金額に関する通知は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特

現行

(階層区分の認定)

第4条 市長は、特定教育・保育を受ける支給認定子どもと同一の世帯に属し生計を一にしている父母およびその他の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)の全ての者の市町村民税額(4月から8月までの間に特定教育・保育を受けた場合は当該年度の初日の属する年の前年の所得に係る市町村民税額、9月から3月までの間に特定教育・保育を受けた場合は当該年度の初日の属する年の所得に係る市町村民税額をいう。)の合計額により第2条第1項および第2項の階層区分を認定する。

2 市長は、階層区分の認定を行うため、支給認定保護者に対して市町村民税の課税の状況を確認できる書類の提出を求めることができる。

改正後（案）

現行

別利用保育を受ける子どもを除く。）の支給認定保護者 草津市教育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第1号）

(2) 法第19条第1項第2号または3号に掲げる小学校就学前子ども（特別利用教育を受ける子どもを除く。）の支給認定保護者 草津市保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第2号）

(3) 特別利用保育または特別利用教育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特例施設型給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第3号）

(4) 特定教育・保育施設等 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第4号）

(5) 特別利用地域型保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特別利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第5号）

(6) 特定利用地域型保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特定利用地域型保育給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第6号）

(7) 特例保育を受ける子どもの支給認定保護者 草津市特例保育に関する給付に係る利用者負担額決定（変更）通知書（別記様式第7号）

改正後 (案)	現行
<p><u>2 前項の規定は、利用者負担額および徴収金の額を変更した場合について準用する。</u> <u>(過誤納金の還付等)</u></p> <p><u>第7条 市長は、納付された利用者負担額または徴収金の額に過誤納があるときは、これを支給認定保護者に還付する。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により還付するときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額に未納があるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金をこれに充当する。</u></p> <p><u>4 市長は、前項の規定により過誤納金を条例第2条第1項および第2項の利用者負担額または第3条の徴収金の額の未納に充当したときは、速やかに還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。</u></p>	<p><u>(過誤納金の還付等)</u></p> <p><u>第5条 市長は、支給認定保護者に条例第2条に規定する利用者負担額(保育所において保育を受ける支給認定子どもおよび幼稚園において草津市が実施する教育を受ける支給認定子どもに係るものに限る。以下この条および第6条において同じ。)のうち過誤納に係るもの(以下「過誤納金」という。)があるときは、これを当該支給認定保護者に還付する。</u></p> <p><u>2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付するときは、速やかに同項の支給認定保護者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 前項の通知を受けた者または過誤納金があることを発見した者は、過誤納金の還付を請求しなければならない。</u></p> <p><u>4 市長は、第1項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき者に利用者負担額の未納入のものがあるときは、同項の規定にかかわらず、当該過誤納金をこれに充当する。</u></p> <p><u>5 市長は、前項の規定により過誤納金を利用者負担額の未納入の</u></p>

改正後（案）	現行
<p style="text-align: center;"><u>（利用者負担額の減免）</u></p> <p><u>第8条 条例第4条の規定による利用者負担額の減額または免除は、次に掲げる事由により、市長が定める額の範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 事業の休廃業、失業、死亡、疾病または負傷により当該年中の総所得金額の見積額が前年中の総所得金額に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 天災（震災、風水害、火災その他これらに類するものをいう。）により、居宅または収入の基礎となる資産の価値が当該事由の発生する前に比して2分の1以下に減少し、条例第4条の利用者負担額の支払が著しく困難であると認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 婚姻によらないで父または母となり、かつ、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある場合を含む。）をしていないとき。（寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定が適用されていない場合に限る。）</u></p> <p><u>(4) その他特別の理由があるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、条例第4条の利用者負担額の減額または免</u></p>	<p><u>ものに充当したときは、速やかに同項の還付を受けるべき者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（利用者負担額の減免）</u></p> <p><u>第6条 条例第4条の規定による利用者負担額の減額または免除は、次の各号に定める事由により、市長が定める額の範囲内で行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 失業または疾病等により著しく所得が減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 天災その他不慮の災害等に被災したとき。</u></p> <p><u>(3) 婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある場合を含む。以下同じ。）によらないで父または母となり、かつ、現に婚姻をしていないとき。</u></p> <p><u>(4) その他特別の理由があるとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定により、利用者負担額の減額または免除を受けよう</u></p>

改正後 (案)	現行
<p>除を受けようとする者は、<u>草津市施設型給付および地域型保育給付に係る利用者負担額減免申請書 (別記様式第8号) に、次に掲げる減額または免除の事由にあっては当該各号に定める書類を添付して市長に申請しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号 収入・資産申告書 (別記様式第9号) および同意書 (別記様式第10号)</u></p> <p>(2) <u>前項第2号 災害証明書</u></p> <p>(3) <u>前項第3号 みなし寡婦 (寡夫) 宣誓書 (別記様式第11号)</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市利用者負担額減免可否決定通知書 (別記様式第12号) により前項の申請者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p>4 <u>第1項第1号および第2号に掲げる減額または免除は、階層区分が別表第1または別表第3にあってはB、C1およびC2、別表第2または別表第4にあってはBおよびC1からC1.0までの場合に限り行うものとする。</u> (利用者負担額の減額)</p> <p>第9条 <u>前条の規定に基づき減額をする場合の額は、次の各号に掲げる減額または免除の事由にあっては当該各号に定める額を免除するものとする。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第1号 利用者負担額の2分の1の額</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第2号 利用者負担額の2分の1の額</u></p>	<p><u>とする者は、特定教育・保育給付に係る利用者負担額減免申請書 (別記様式第5号) にその理由を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>市長は、前項の申込書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、特定教育・保育給付に係る利用者負担額減免可否決定通知書 (別記様式第6号) により申込者にその旨を通知するものとする。</u></p>

改正後 (案)	現行
<p><u>(3) 前条第1項第3号 寡婦または寡夫に適用される地方税法の規定によって計算された市町村民税の額に基づき第2条の規定による階層区分の認定を行った場合に定めることとなる利用者負担額と現に定められる利用者負担額との差額</u></p> <p><u>(利用者負担額の納付)</u></p> <p><u>第10条 支給認定保護者は、毎月当該月分の利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長は、必要と認めるときは、当該利用者負担額の納期限を別に定めることができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>(利用者負担額の納付)</u></p> <p><u>第7条 市長は、毎月10日までに当該月に納める利用者負担額を記載した納付通知書を支給認定保護者に送付するものとする。</u></p> <p><u>2 支給認定保護者は、毎月当該月分の利用者負担額を当該月の末日までに納付しなければならない。ただし、市長は、必要と認めるときは、当該利用者負担額の納期限を別に定めることができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第8条 この規則に定めるもののほか、利用者負担額の決定、徴収等について必要な事項は、市長が定める。</u></p>

改正後 (案)		現行	
<p><u>(草津市特定地域型保育等の費用に関する規則の廃止)</u></p> <p>第2条 草津市特定地域型保育等の費用に関する規則(平成27年草津市規則第26号は、廃止する。</p> <p><u>(平成28年度経過措置)</u></p> <p>第2条 平成28年度における別表第1の規定の適用については、 <u>同表中「13,800」とあるのは「9,100」と、「11,300」とあるのは「7,800」とする。</u></p> <p>2 平成28年度における別表第3の規定の適用については、<u>同表中「13,800」とあるのは「9,100」と、「11,300」とあるのは「7,800」とする。</u></p> <p><u>(平成29年度経過措置)</u></p> <p>第3条 平成29年度における別表第1の規定の適用については、 <u>同表中「13,800」とあるのは「11,500」と、「11,300」とあるのは「9,600」とする。</u></p> <p>2 平成29年度における別表第3の規定の適用については、<u>同表中「13,800」とあるのは「11,500」と、「11,300」とあるのは「9,600」とする。</u></p> <p><u>別表第1(第3条第1項第1号、第5条第2号、第4号関係)</u></p>			
各月の初日において教育を受ける小学校就 学前子どもの	月額	別表第1(第2条第1項第1号関係)	
		各月初日の教育・保育を受ける支給認定子どもの 属する世帯の階層区分	利用者負担額(月 額)
		階	定義 教育標準時間認

改正後（案）				現行			
属する世帯の階層区分				層 区 分		定	
階 層 区 分	定義	教育標準時間認定				満3歳 児	満4歳 以上児
						円	円
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。以下同じ。）	2,100	2,100	B	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割（地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。以下同じ。）のみ課税（市町村民税所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。）非課税）の世帯	1,800	1,800
				C1	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	7,300	7,300
				C2	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,201円未満の世帯	8,600	7,300

改正後 (案)				現行			
	のみ課税 (市町村民税所得割 (地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割をいう。以下同じ。) 非課税) の世帯			C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上	8,607,300	0
C1	市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯	7,100	7,000				
C2	市町村民税所得割課税額77,101円以上211,201円未満の世帯	13,800	11,300				
C3	市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯	13,800	11,300				
備考				備考			
1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。				1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。			

改正後（案）	現行
<p><u>2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが教育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。</u></p> <p><u>3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額は、それぞれ次表に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）</u></p> <p><u>(2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法</u></p>	<p><u>2 この表において年齢による区分は、支給認定子どもが教育・保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。</u></p> <p><u>3 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ次表に掲げる額とする。</u></p> <p><u>(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯</u></p> <p><u>(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第1</u></p>

改正後 (案)			現行		
<p>律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児 才 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>(3) その他の世帯(小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。)</p>			<p>34号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児 才 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>(3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、特に困窮しているとして市長が認めた世帯</p>		
各月の初日において教育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額		利用者負担額 (月額)		
	階層区分		教育標準時間認定		
	満3歳児	満4歳以上児	満3歳児	満4歳以上児	
	円	円	円	円	
B	0	0	0	0	
C1	6,600	6,500	6,800	6,800	
<p>4 B階層からC3階層までの教育標準時間認定を受けた世帯であつて、小学校3年までの子どもがいる世帯である場合は、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。</p>			<p>4 A階層からC3階層までの教育標準時間認定を受けた世帯であつて、小学校3年までの子どもが属する世帯である場合は、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもについては、第2欄に定める額をその支給認定子どもの利用者負担額とする。ただし、支給認定子どもの属する世帯が3に掲げる世帯</p>		

改正後（案）		現行				
		に該当する場合は、この限りでない。				
第1欄	第2欄	第1欄	第2欄			
子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合には、備考3の月額）の2分の1	第1子	利用者負担額			
		第2子	利用者負担額×0.5			
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円	第3子以降	0円			
別表第2（第3条第1項第2号、第4号、第4条第2号、第5条第3号、第5号関係）		別表第2（第2条第1項第2号関係）				
各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	各月初日の教育・保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額（月額）			
			階	定義	保育認定	保育認定

改正後 (案)

現行

階 層 区 分	定義	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)		層 区 分		(満3歳未満児)		(満3歳児)		(満4歳以上児)	
		保育標 準時間	保育短 時間	保育標 準時間	保育短 時間	保育標 準時間	保育短 時間			保育標 準時間	保育短 時間	保育標 準時間	保育短 時間		
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円		
A	生活保護 法による 被保護世 帯および 中国残留 邦人等の 円滑な帰 国の促進 並びに永 住帰国し た中国残 留邦人等 及び特定 配偶者の 自立の支	0	0	0	0	0	0	A	生活保護 法による 被保護世 帯および 中国残留 邦人等の 円滑な帰 国の促進 並びに永 住帰国し た中国残 留邦人等 及び特定 配偶者の 自立の支 援に關す る法律に	0	0	0	0	0	0

改正後 (案)

現行

C3	市町村民	13,5	13,2	10,9	10,7	10,9	10,7
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	22,80						
	0円以上						
	48,60						
	0円未満						
	の世帯						
C4	市町村民	22,4	22,0	18,2	17,8	18,2	17,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	48,60						
	0円以上						
	60,70						
	0円未満						
	の世帯						
C5	市町村民	23,7	23,2	20,0	19,6	20,0	19,6
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	60,70						
	0円以上						
	72,80						
	0円未満						

	課税額						
	22,80						
	0円以上						
	48,60						
	0円未満						
	の世帯						
C4	市町村民	22,4	22,0	18,2	17,8	18,2	17,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	48,60						
	0円以上						
	60,70						
	0円未満						
	の世帯						
C5	市町村民	23,7	23,2	20,0	19,6	20,0	19,6
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	60,70						
	0円以上						
	72,80						
	0円未満						

改正後 (案)

現行

	72,80						
	0円未満						
	の世帯						
C6	市町村民	25,2	24,7	21,2	20,8	21,2	20,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	72,80						
	0円以上						
	84,90						
	0円未満						
	の世帯						
C7	市町村民	26,6	26,1	22,5	22,1	22,5	22,1
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	84,90						
	0円以上						
	97,00						
	0円未満						
	の世帯						
C8	市町村民	38,1	37,4	30,3	29,7	24,3	23,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00

	の世帯						
C6	市町村民	25,2	24,7	21,2	20,8	21,2	20,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	72,80						
	0円以上						
	84,90						
	0円未満						
	の世帯						
C7	市町村民	26,6	26,1	22,5	22,1	22,5	22,1
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	84,90						
	0円以上						
	97,00						
	0円未満						
	の世帯						
C8	市町村民	38,1	37,4	30,3	29,7	24,3	23,8
	税所得割	00	00	00	00	00	00
	課税額						
	97,00						

改正後 (案)

現行

改正後 (案)				現行			
	課税額				0円以上		
	97,00				115,0		
	0円以上				00円未		
	115,0				満の世帯		
	00円未			C9	市町村民	40,3	39,6
	満の世帯				税所得割	00	00
C9	市町村民	40,3	39,6		課税額		
	税所得割	00	00		115,0		
	課税額				00円以		
	115,0				上133,		
	00円以				000円		
	上133,				未満の世		
	000円			C1	市町村民	42,2	41,4
	未満の世				0 税所得割	00	00
	帯				課税額		
C1	市町村民	42,2	41,4		133,0		
0	税所得割	00	00		00円以		
	課税額				上151,		
	133,0				000円		
	00円以				未満の世		
	上151,						

改正後（案）

C1	市町村民	54,5	53,5					
3	税所得割	00	00					
	課税額							
	235,0							
	00円以							
	上301,							
	000円							
	未満の世							
	帯							
C1	市町村民	62,1	61,0					
4	税所得割	00	00					
	課税額							
	301,0							
	00円以							
	上の世帯							

備考

1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割

現行

	課税額							
	235,0							
	00円以							
	上301,							
	000円							
	未満の世							
	帯							
C1	市町村民	62,1	61,0					
4	税所得割	00	00					
	課税額							
	301,0							
	00円以							
	上の世帯							

備考

1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等

改正後（案）

の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によつて行うものとする。

3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別

現行

割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表において年齢による区分は、支給認定子どもが教育・保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によつて行うものとする。

3 支給認定子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該支給認定子どもに係る利用者負担額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

(1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童

改正後 (案)							現行						
<p>児童扶養手当の支給対象児</p> <p>オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>(3) その他の世帯 (小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。)</p>							<p>扶養手当の支給対象児</p> <p>オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>(3) その他の世帯 支給認定保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯</p>						
各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		月額					各月初日の教育・保育を受ける支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額)				
階層区分	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)		階層区分	保育認定 (満3歳未満児)		保育認定 (満3歳児)		保育認定 (満4歳以上児)	
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円
B	0	0	0	0	0	0	B	0	0	0	0	0	0
C1	9,200	9,000	6,700	6,500	6,700	6,500	C1	9,200	9,000	6,700	6,500	6,700	6,500
	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
C2	12,100	11,800	9,400	9,200	9,400	9,200	C2	12,100	11,800	9,400	9,200	9,400	9,200
	00	00	0	0	0	0		00	00	0	0	0	0

改正後 (案)						
C3	12, 8	12, 5	10, 3	10, 1	10, 3	10, 1
	00	00	00	00	00	00

4 B階層からC14階層までの階層区分の認定を受けた世帯であつて、同一世帯から小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合にあつては、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

別表第3（第3条第1項第3号関係）

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する	月額
------------------------------	----

現行						
C3	12, 8	12, 5	10, 3	10, 1	10, 3	10, 1
	00	00	00	00	00	00

4 B階層からC14階層までの階層区分の認定を受けた世帯であつて、同一世帯から支給認定子どもまたは支給認定子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる支給認定子どもについては、第2欄に定める額を当該支給認定子どもの利用者負担額とする。ただし、支給認定子どもまたは支給認定子ども以外の児童の属する世帯が3に掲げる世帯に該当する場合は、この限りでない。

第1欄	第2欄
第1子	利用者負担額
第2子	利用者負担額×0.5
第3子以降	0円

改正後（案）

現行

世帯の階層区分		教育標準時間認定	
階層区分	定義	満3歳	満4歳
		児	以上児
A	生活保護法による被保護世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	市町村民税非課税世帯および市町村民税均等割のみ課税（市町村民税所得割非課税）の世帯	2, 1 00	2, 1 00
C 1	市町村民税所得割課税額77, 101円未満の世帯	7, 1 00	7, 0 00
C 2	市町村民税所得割課税額77, 101円以上211, 201円未満の世帯	13, 800	11, 300
C 3	市町村民税所得割課税額211, 201円以上の世帯	13, 800	11, 300

備考

改正後 (案)	現行
<p><u>1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。</u></p> <p><u>2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。</u></p> <p><u>2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によって行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)</u></p> <p><u>(1) 母子世帯等(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。)</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者</u></p> <p><u>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</u></p>	

改正後（案）

現行

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯（小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。）

各月の初日において特別利用保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額	
	教育標準時間認定	
階層区分	満3歳児	満4歳以上児
	円	円
B	0	0
C1	6,600	6,500

4 B階層からC3階層までの階層区分の認定を受けた世帯であつて、同一世帯から小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用して

改正後（案）

現行

いる場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。

第1欄	第2欄
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども	月額（備考3に該当する場合にあつては、備考3の月額）の2分の1
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども	0円

別表第4（第5条第1項第1号関係）

各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額
階層 定義	小規模保育・事業所内保育 ・居宅訪問型保育
	家庭的保育

改正後 (案)

現行

区分	保育標準 時間	保育短時間	保育標準 時間 および 保育短時間
A	円 0	円 0	円 0
生活保護 法による被 保護世帯お よび中国残 留邦人等の 円滑な帰国 の促進並び に永住帰国 した中国残 留邦人等及 び特定配偶 者の自立の 支援に関す る法律によ る支援給付			

改正後 (案)

現行

改正後 (案)				現行
	受給世帯			
B	市町村民 税非課税世帯	3,000	3,000	1,800
C	市町村民 1 税均等割の み課税 (市 町村民税所 得割 (同項 第2号に規 定する所得 割をいう。 以下同じ。) 非課税) の 世帯	9,700	9,500	5,800
C	市町村民 2 税所得割課 税額 22,8 00円未満 の世帯	12,800	12,500	7,600

改正後 (案)

現行

改正後 (案)				現行
0	市町村民	<u>13,500</u>	<u>13,200</u>	<u>8,100</u>
3	税所得割課 税額			
	<u>22,8</u>			
	<u>00円以上</u>			
	<u>48,6</u>			
	<u>00円未満</u>			
	の世帯			
0	市町村民	<u>22,400</u>	<u>22,000</u>	<u>13,400</u>
4	税所得割課 税額			
	<u>48,6</u>			
	<u>00円以上</u>			
	<u>60,7</u>			
	<u>00円未満</u>			
	の世帯			

改正後 (案)				現行
0	市町村民	<u>23,700</u>	<u>23,200</u>	<u>14,200</u>
5	税所得割課 税額			
	<u>60,7</u>			
	00円以上			
	<u>72,8</u>			
	00円未満 の世帯			
0	市町村民	<u>25,200</u>	<u>24,700</u>	<u>15,100</u>
6	税所得割課 税額			
	<u>72,8</u>			
	00円以上			
	<u>84,9</u>			
	00円未満 の世帯			
0	市町村民	<u>26,600</u>	<u>26,100</u>	<u>15,900</u>
7	税所得割課 税額			
	<u>84,9</u>			
	00円以上			

改正後 (案)				現行
	97,000円未満の世帯			
08	市町村民 税所得割課 税額 97,000円以上 115,000円未 満の世帯	38,100	37,400	22,800
09	市町村民 税所得割課 税額 115,000円以 上 133,000円未 満の世帯	40,300	39,600	24,100

改正後 (案)				現行
0	市町村民	<u>42,200</u>	<u>41,400</u>	<u>25,300</u>
10	税所得割課 税額			
	<u>133,</u> 000円以 上			
	<u>151,</u> 000円未 満の世帯			
0	市町村民	<u>44,200</u>	<u>43,400</u>	<u>26,500</u>
11	税所得割課 税額			
	<u>151,</u> 000円以 上			
	<u>169,</u> 000円未 満の世帯			
0	市町村民	<u>53,700</u>	<u>52,700</u>	
12	税所得割課 税額			<u>32,200</u>

改正後 (案)

現行

	169,000円以上			
	235,000円未満の世帯			
13	市町村民 税所得割課税額	54,500	53,500	32,700
	235,000円以上			
	301,000円未満の世帯			
14	市町村民 税所得割課税額	62,100	61,000	37,200
	301,000円以上の世帯			

改正後（案）

現行

備考

1 この表において市町村民税所得割課税額は、地方税法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項および第5条の4の2第5項の規定は適用せずに計算するものとし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があつた場合は、その額を所得割の額または均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額または均等割の額とする。

2 この表において年齢による区分は、小学校就学前子どもが教育・保育を受けた日の属する年度の初日現在の年齢によつて行うものとする。

3 小学校就学前子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層区分に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、当該小学校就学前子どもに係る月額は、それぞれ次表に掲げる額とする。

(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう。）

(2) 在宅障害児（者）のいる世帯（次に掲げる児（者）のいずれかが属する世帯をいう。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

改正後（案）		現行	
<p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児</p> <p>オ 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者</p> <p>(3) その他の世帯（小学校就学前子どもの保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯をいう。）</p>			
各月の初日において保育を受ける小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分	月額		
階層区分	小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育		家庭的保育
	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 および 保育短時間
— B	円 0	円 0	円 0

改正後 (案)				現行
C1	9,200	9,000	5,500	
C2	12,100	11,800	7,200	
	0	0		
C3	12,800	12,500	7,600	
	0	0		
<p>5 B階層からC14階層までの階層区分の認定を受けた世帯であって、同一世帯からの小学校就学前子どもまたは小学校就学前子ども以外の児童が2人以上保育所、幼稚園、地域型保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる小学校就学前子どもについては、第2欄に定める額をその小学校就学前子どもの月額とする。</p>				
第1欄		第2欄		
政令第14条第1号に掲げる支給認定子ども		月額（備考3に該当する場合には、備考3の月額）の2分の1		
政令第14条第2号に掲げる支給認定子ども		0円		

草津市立幼稚園型認定こども園、保育所および幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則

草津市立保育所における利用者負担額以外の費用徴収に関する規則(平成17年草津市規則第6号)の全部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例(昭和30年草津市条例第22号)第4条の幼稚園型認定こども園(以下「幼稚園型認定こども園」という。)草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号)第2条の保育所(以下「保育所」という。)および草津市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第 号)第2条の幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。)において提供する給食に関する費用の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育給食費 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども(特定利用保育を受ける子どもを除く。)または特定利用教育を受ける子どもであつて、幼稚園型認定こども園または幼保連携型認定こども園に在籍しているものに提供する給食に関する費用をいう。
- (2) 保育主食給食費 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特定利用教育を受ける子どもを除く。)または特定利用保育を受ける子どもであつて、保育所または幼保連携型認定こども園に在籍しているものに提供する給食に関する費用をいう。
- (3) 給食費 教育給食費または保育主食給食費のうち給食の提供を受けた子どもの保護者から徴収すべき費用をいう。

(給食費の額)

第3条 給食費は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 教育給食費 月額3,550円
- (2) 保育主食給食費 月額730円

(給食費の徴収)

第4条 市長は、給食の提供(月の途中から幼稚園型認定こども園、保育所または幼保連携型認定こども園に在籍することとなった子どもに対する給食の提供を含む。)を実施した場合は、当該給食の提供を受けた子どもの保護者から給食費を徴収するものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

草津市立保育所における利用者負担額以外の費用徴収に関する規則（平成17年草津市規則第6号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>草津市立幼稚園および保育所ならびに幼保連携型認定こども園における給食の費用徴収に関する規則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）第4条の幼稚園型認定こども園（以下「幼稚園」という。）草津市保育所設置条例（昭和46年草津市条例第8号）第2条に規定する保育所（以下「保育所」という。）および草津市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年草津市条例第 号）第2条に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）において、給食の提供に関する費用を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（定義）</u></p> <p><u>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 教育給食費（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども（特定利用保育を受ける子どもを除く。）または特定利用教育を受ける子どもであつて、幼稚園または幼保連携型</u></p>	<p><u>草津市立保育所における利用者負担額以外の費用徴収に関する規則</u></p> <p><u>（趣旨）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、草津市保育所設置条例（昭和46年草津市条例第8号）第2条に規定する草津市立保育所において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号および第28条第2項各号ならびに草津市特定教育・保育の実施に関する費用徴収条例（昭和42年草津市条例第25号）第3条の規定に基づく利用者負担額以外の費用を徴収することについて、必要な事項を定めるものとする。</u></p>

改正後 (案)	現行						
<p><u>認定こども園に在籍しているもの(当該月の途中から在籍しているものを含む。)</u>に提供する給食費に関する費用をいう。</p> <p><u>(2) 保育主食給食費</u> (法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(特定利用教育を受ける子どもを除く。)または特定利用保育を受ける子どもであつて、保育所または幼保連携型認定こども園に在籍しているもの(当該月の途中から在籍しているものを含む。))に提供する給食費に関する費用をいう。</p> <p><u>(給食の提供に関する費用の種類および額)</u></p> <p><u>第3条 給食の提供に関する費用は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 教育給食費 月額3,550円</u></p> <p><u>(2) 保育主食給食費 月額730円</u></p>	<p><u>(利用者負担額以外の費用の種類および額)</u></p> <p><u>第2条 利用者負担額以外の費用は、次の各号に掲げる種類に応じ当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 主食給食費 各月初日に在籍する3歳以上児1人あたり月額730円</u></p> <p><u>(2) 次の表の利用時間帯に応じて延長保育負担金の額の欄に定める額の合計額</u></p> <table border="1" data-bbox="1126 1009 1995 1287"> <thead> <tr> <th data-bbox="1126 1009 1290 1059">利用時間帯</th> <th data-bbox="1290 1009 1995 1059">延長保育負担金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1126 1059 1290 1244">16時30分から17時15分まで</td> <td data-bbox="1290 1059 1995 1244">月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場合は、1回当たり150円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1126 1244 1290 1287">17時15</td> <td data-bbox="1290 1244 1995 1287">月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場</td> </tr> </tbody> </table>	利用時間帯	延長保育負担金の額	16時30分から17時15分まで	月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場合は、1回当たり150円)	17時15	月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場
利用時間帯	延長保育負担金の額						
16時30分から17時15分まで	月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場合は、1回当たり150円)						
17時15	月額2,000円(1月の利用回数が10回以下の場						

改正後 (案)	現行	
<p><u>(費用の徴収)</u></p> <p><u>第4条 市長は、給食の提供を実施した場合は、当該給食の提供を受けた子どもの保護者から前条各号の費用を徴収するものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u></p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この規則は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p><u>分から18時15分まで</u></p>	<p><u>合は、1回あたり150円)</u></p>
	<p><u>18時15分から19時00分まで</u></p>	<p><u>月額2,500円(1月の利用回数が10回以下の場合、1回あたり200円)</u></p>
	<p><u>(費用の徴収)</u></p> <p><u>第3条 市長は、入所した支給認定子どもの扶養義務者(民法(明治31年法律第9号)第877条に定める扶養義務者をいう。)から利用者負担額以外の費用を徴収するものとする。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。</u></p>	

草津市就労支援型預かり保育の保育料の減免に関する規則の一部を改正
する規則

草津市就労支援型預かり保育の保育料の減免に関する規則（平成27年草津市規則第20号）の一部を次のとおり改正する。

題名を次のように改める。

草津市常時利用預かり保育の保育料の減免に関する規則

第1条中「草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例（平成26年草津市条例第37号）」を「草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例（平成27年草津市条例第 号）」に、「第5条」を「第7条」に、「就労支援型」を「常時利用」に改める。

第2条の見出し中「常時利用に係る」を「常時利用預かり保育を利用する」に改め、同条中「第5条第1号」を「第7条第1号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「第5条」を「第7条」に改め、同条第1号中「第5条第1号」を「第7条第1号」に改め、同条第2号中「第5条第3号」を「第7条第3号」に改める。

第4条中「就労支援型預かり保育の保育料減免申請書」を「草津市常時利用預かり保育の保育料減免申請書」に、「第5条」を「第7条」に改める。

第5条中「就労支援型預かり保育の保育料減免可否決定通知書」を「草津市常時利用預かり保育の保育料減免可否決定通知書」に改める。

別記様式第1号および別記様式第2号を次のように改める。

別記

様式第1号（第4条関係）

草津市常時利用預かり保育の保育料減免申請書

年 月 日

草津市長 宛

保護者 住 所

氏 名

下記のとおり、常時利用預かり保育の保育料を減免されたく別紙の証明書を添えて申請します。

年 度	年度	園 児 名		
施 設 名	幼稚園	年 齢	歳	
園児と同居している扶養義務者の世帯員	氏名	園児との続柄	生年月日	備考
現在の常時利用 預かり保育の保育料		月額 円		
減免を必要とする期間		年 月 日から 年 月 日まで		

減免を申請する理由	
備考	この申請書には必ず条例第7条各号のいずれかに該当することを証する書面を添付すること。

様式第2号（第5条関係）

草津市常時利用預かり保育の保育料減免可否決定通知書

年 月 日

保護者 住所
氏名 様

草津市長

草津市常時利用預かり保育の保育料の減免に関する規則第5条の規定により、下記のとおり減免の可否を決定しましたから通知します。

記

年 度	年度	園 児 名	
施設名	幼稚園	年 齢	歳
減 免 可 否	可 否		
減 免 額	円	減免後の 常時利用 預かり保育 の保育料	円
減 免 を 行 う 期	年 月～ 年 月。		

減免可否決定の理由

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、草津市長に対して、行政不服審査法の規定に基づく異議申立てをすることができます(ただし、天災その他異議申立てをしなかったことについてやむをえない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して1週間以内に異議申立てをする必要があります。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過するまでに、草津市を被告として(草津市長が被告の代表者となります。)、大津地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(ただし、当該処分の日の翌日から起算して1年を経過すると訴えを提起することはできません。)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

草津市就労支援型預かり保育の保育料の減免に関する規則（平成27年草津市規則第20号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>草津市<u>常時利用</u>預かり保育の保育料の減免に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>草津市預かり保育および延長保育の実施に関する費用徴収条例</u>（平成26年草津市条例第39号。以下「条例」という。）<u>第7条</u>に基づき<u>常時利用</u>預かり保育の保育料を減額し、または免除することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>常時利用預かり保育を利用する園児</u>の属する世帯）</p> <p>第2条 条例<u>第7条</u>第1号および第2号に規定する世帯とは、当該園児と同居している者（扶養義務者でないものを除く。）で構成される集団をいう。</p> <p>（保育料の減免額）</p> <p>第3条 保育料について条例<u>第7条</u>の規定により減額し、または免除する場合の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例<u>第7条</u>第1号または第2号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例<u>第7条</u>第3号に該当する場合 市長が定める額</p> <p>（保育料の減免申請）</p> <p>第4条 保育料の減額または免除を受けようとする者は、<u>草津市常</u></p>	<p>草津市<u>就労支援型</u>預かり保育の保育料の減免に関する規則 （趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、<u>草津市就労支援型預かり保育の実施に関する費用徴収条例</u>（平成26年草津市条例第39号。以下「条例」という。）<u>第5条</u>に基づき<u>就労支援型</u>預かり保育の保育料を減額し、または免除することに関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（<u>常時利用に係る園児</u>の属する世帯）</p> <p>第2条 条例<u>第5条</u>第1号および第2号に規定する世帯とは、当該園児と同居している者（扶養義務者でないものを除く。）で構成される集団をいう。</p> <p>（保育料の減免額）</p> <p>第3条 保育料について条例<u>第5条</u>の規定により減額し、または免除する場合の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例<u>第5条</u>第1号または第2号に該当する場合 全額</p> <p>(2) 条例<u>第5条</u>第3号に該当する場合 市長が定める額</p> <p>（保育料の減免申請）</p> <p>第4条 保育料の減額または免除を受けようとする者は、<u>就労支援</u></p>

改正後（案）

時利用預かり保育の保育料減免申請書（別記様式第1号）に条例第7条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

（保育料の減免通知）

第5条 市長は、前条の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、草津市常時利用預かり保育の保育料減免可否決定通知書（別記様式第2号）により申込者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、保育料の減額または免除に関し必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

現行

型預かり保育の保育料減免申請書（別記様式第1号）に条例第5条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付して市長に申請しなければならない。

（保育料の減免通知）

第5条 市長は、前条の申請書を審査し、減額または免除の可否を決定したときは、就労支援型預かり保育の保育料減免可否決定通知書（別記様式第2号）により申込者にその旨を通知するものとする。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、保育料の減額または免除に関し必要な事項は市長が別に定める。

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付 年月日	受納場所
学習システム「天神」 (小学生版)(中学生版) 6か月利用ライセンス	6	-	-	草津市大路2丁目9-1 株式会社 タオ	平成27年 11月1日	高穂中学校 草津中学校 老上中学校 玉川中学校 松原中学校 少年センター
小計			-			
合計			-			